

# 熊本県情報公開審査会答申の概要 (平成20年9月11日付け答申第97号)

## 1 事案の概要

H18.4.30 異議申立人 熊本県情報公開条例に基づき、熊本県教育委員会(担当課は教育政策課)に対し、次の文書の開示を請求  
昭和57年度以降の施設課長の氏名・在任期間・出身高校名がわかる文書

H18.5.15 教育委員会 この請求に対し次の文書を特定し、それぞれについて開示・不開示を決定

昭和62年4月1日以降に在職した10人の施設課長の履歴カード(学歴がわかるページ)

全体が個人情報であるため不開示

\*S62.3.31まで在職した課長の履歴カードは、開示請求の対象とならない。

これらの施設課長の氏名、発令年月日が明らかとなる各年度の人事異動の発令及び発表に関する資料

給与情報等の個人情報を除き開示(部分開示)

H18.5.20 異議申立人 の不開示決定を不服として教育委員会に対し行政不服審査法に基づき異議申立て

H18.6.9 教育委員会 「熊本県情報公開審査会」に諮問

今回の答申は、この諮問に対するものである。

## 2 当事者の主張

### (1) 異議申立人

民主主義のもとにおいては、国民の知る権利は最大限尊重されるべきであり、施設課長の氏名、在職期間及び出身高校名を開示する旨の決定をすべきである。

### (2) 実施機関

履歴カードには、職員の氏名、住所、生年月日、出身高校名を含む学歴、免許・資格、採用形態、昇級昇格歴、研修歴等の情報が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、開示できない。

## 3 審査会の判断

履歴カードは、全体として個人情報に該当し、個人情報であっても開示とする除外規定のいずれにも該当しないことから、不開示相当と認められ、実施機関が、履歴カードについて不開示とした決定は、妥当である。

諮問実施機関	：熊本県教育委員会
諮問日	：平成18年6月9日
答申日	：平成20年9月11日（答申第97号）
事案名	：施設課長履歴カード（学歴がわかる部分）の不 開示決定に関する件（平成18年諮問第138 号）

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「昭和62年4月1日以降に在職した施設課長の履歴カード（学歴がわかる部分）（10人分）」（以下「本件行政文書」という。）について不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成18年4月30日付けで、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、昭和57年以降の施設課長の氏名・在任期間・出身高校名がわかる文書（メモ等も含む）の開示を求めて、条例第5条の規定により行政文書開示請求書を、条例附則第7項の規定により行政文書任意的開示申出書をそれぞれ提出した。
- 2 実施機関は、施設課長の氏名、在任期間、出身高校名がわかる文書として、本件行政文書を特定したが、これは全体が個人情報であるため、不開示とすべきと判断した。一方、各年度の人事異動の発令及び発表に関する資料が存在し、これによって施設課長の氏名、発令年月日は明らかとなるため、給与情報等個人情報に亘る部分を除き、開示することとした。

以上の考えのもとに、実施機関は、開示請求の対象となる昭和61年度以降の文書に関しては、本件行政文書について不開示決定（以下、本決定を「本件不開示決定」という。）、人事異動の発令及び発表に関する資料について、部分開示決定を行った。

同様の考え方にに基づき、昭和57年度から昭和60年度の文書に関する任意的開示の申し出に対しては、履歴カードについて、不開示とする旨の通知、人事異動の発表に関する資料について、全部開示する旨の通知を行

った。

- 3 異議申立人は、平成18年5月20日付けで本件不開示決定を不服として、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき異議申立てを行った（受付5月22日）。
- 4 実施機関は、異議申立書に記載された異議申立ての理由として、実施機関の処分のどの点が違法又は不当であると主張するのか明確ではなかったため、平成18年6月2日付けで同法第21条の規定により補正命令を行った。
- 5 平成18年6月5日、異議申立人は、補正した異議申立書を提出した。
- 6 平成18年6月9日、実施機関は、本件異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開審査会に諮問した。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定により、不開示とされた本件行政文書に掲載されている施設課長の氏名、在職期間及び出身高校名のみを開示する旨の裁決を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 憲法13条により私にも基本的な人権があり、民主主義のもとにおいては、国民の知る権利は最大限に尊重されるべきである。
- (2) 熊本県職員OBから、元施設課長が施設<sup>(77)</sup>係長のときに、母校の高校の25mプールを9コースにしたという話を聞いたことがある。
- (3) 県立学校施設の予算配分の実権を握る施設課長の出身高校の開示請求をした。
- (4) 歴代の教育庁施設課長が基本的には済々黌高校OBと熊本高校OBが交互に就任しているかどうか確認したい。
- (5) 高卒が最終学歴であれば当然開示されるのに、大卒となると出身高校が開示されないのは、この高校の母校愛が強い熊本県においては許されないことである。
- (6) 条例解釈運用基準には、人の生命、健康、生活又は財産を保護するた

め、公にすることが必要であると認められる情報は開示するとある。よって、（請求に係る情報は、）である私にとっては、となりうると思われる情報であり、必要な情報である。

（7）（施設課長の出身高校は、）名前及び在任期間を明示しないのであれば特定の個人を識別できる情報ではなく、部分開示をしないこと自体が公序良俗に反する。

#### 第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の不開示理由説明書の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- 1 履歴カード(学歴が記載されているページ)には、職員の氏名、住所、生年月日、出身高校名を含む学歴、免許・資格、採用形態、昇級昇格歴、研修歴等の情報が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるから、条例第7条第2号本文又は熊本県情報公開条例の一部を改正する条例（平成10年熊本県条例第30号）による改正後の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号）（以下「旧条例」という。）第8条第2号本文に該当し、開示できない。
- 2 条例第7条第2号ただし書ア、旧条例第8条第2号ただし書イ及びロでは、法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報や公表することを目的に作成や取得した情報は開示すべきことを定めているが、本件各情報はこれらに当たらない。
- 3 人事異動の発表の際に、本庁次長級以上の職員については、その職にふさわしい人事配置であることを説明するため、氏名その他、生年月日、最終学歴、主要な勤務歴を公表しているが、本庁課長級以下の職員については、そこまでの必要性は認められない。
- 4 条例第7条第2号ただし書ウ及び旧条例第8条第2号ただし書ハでは、個人情報であっても公務員等の職務の遂行に係る情報は開示すべきことを定めているが、本件各情報は、職員の経歴を示す情報であって、職務の遂行に係る情報には当たらない。
- 5 条例第8条の規定による部分開示については、全体が職員の経歴という不開示情報であることから、同条第1項の場合には、開示すべき有意な情

報は残らず、また、同条第2項の場合には、氏名、住所等を除いて開示しても、職員個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、部分開示はできない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容などを踏まえ、本件不開示決定のうち、異議申立人が開示を求める情報に係る不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件行政文書について

本件行政文書は、職員の履歴カードの一部であり、職員の人事異動その他の人事管理のために必要な情報が記録されている。本件行政文書のうち、昭和62年4月1日から平成8年3月31日まで施設課長であった4人の履歴カードは、様式に手書きのものであり、それ以降の6人の履歴カードは電算出力されたものである。

本件行政文書には次の情報が記載されている。

#### (1) 様式に手書きの履歴カード(4枚)

- ア 氏名、ふりがな
- イ 本籍 記載のないものあり
- ウ 学歴(学校名・学部・学科名)、修学期間、制度 記載のないものあり、修学区分
- エ 昇任歴(職・任用年月日) 記載のないものあり
- オ 摘要(採用試験の合格年) 記載のないものあり
- カ 写真 添付のないものあり

#### (2) 電算出力された履歴カード(6枚)

- ア 氏名、フリガナ
- イ 職員番号
- ウ 性別
- エ 生年月日、年齢
- オ 現住所 記載のないものあり
- カ 採用年月日
- キ 採用形態 記載のないものあり
- ク 学歴(学校名・学部・学科名)、修学区分 記載のないものあり、修学期間

- ケ 現勤務状況（発令年月日、格付、現所属職名、身分 記載のないものあり、職種、県在職年数、在課年数）
- コ 給料（表級号給、発令年月日、調整額、起算日）
- サ 昇任歴（格付区分、昇任年月日、在職年数）
- シ 免許・資格（名称、取得年月日）
- ス 研修歴（研修名、受講年月日）
- セ 写真 添付のないものあり
- ソ 作成年月日

このうち、今回異議申立人が開示を求めている情報は、（１）においては、アのうちの氏名とウのうちの出身高校名、（２）においては、アのうちの氏名、クのうちの出身高校名並びに在任期間の一部（始期）である、ケのうちの現所属職名が施設課長である場合の現所属職名及び発令年月日である。

当審査会は、氏名、現所属職名が施設課長である場合の現所属職名及び発令年月日並びに出身高校名について判断する。

## 2 本件不開示決定に係る条例の適用について

本件行政文書は、施設課長が就任するごとに実施機関が作成又は取得したものであるため、各々作成又は取得された時期が異なり、適用される「熊本県情報公開条例」は、作成又は取得された時期に応じて次のとおりである。

- （１）平成１３年４月１日以降に作成・取得した履歴カード（２枚）  
（以下「本件行政文書」という。）については、条例
- （２）平成１０年１０月１日以降、平成１３年３月３１日以前に作成・取得した履歴カード（３枚）（以下「本件行政文書」という。）については、旧条例
- （３）平成１０年９月３０日以前に作成・取得した履歴カード（５枚）  
（以下「本件行政文書」という。）については、熊本県情報公開条例の一部を改正する条例（平成１０年熊本県条例第３０号）による改正前の熊本県情報公開条例（昭和６１年熊本県条例第３７号）（以下「旧旧条例」という。）

## 3 条例第７条第２号本文、旧条例第８条第２号本文及び旧旧条例第８条第

## 2号本文該当性について

不開示情報として、条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。また、旧条例第8条第2号本文及び旧旧条例第8条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるもの。」と規定している。

この趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシー等を最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るような情報等が記録されている行政文書（旧条例及び旧旧条例では公文書）については、各々の同号ただし書に該当するときを除き、不開示（旧条例及び旧旧条例では非開示）とすることを定めたものである。

条例第7条第2号本文に規定する「特定の個人を識別することができるもの」は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述により識別される特定の個人情報全体であり、「その他の記述等」としては、住所、電話番号、役職名、個人に付された記号、番号等があると解される。また、旧条例及び旧旧条例第8条第2号本文に規定する「特定の個人が識別され、又は識別されうるもの」とは、特定の個人が当該公文書から直接識別できる情報（例えば住所又は氏名）だけではなく、当該情報からは直接識別されなくとも、ほかの情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別されうる情報を含むと解される。本件行政文書は、1に記載するとおり、職員の人事異動その他の人事管理のために必要な情報が記録されているものであると認められることから、異議申立人が開示を求めている、氏名、施設課長としての在任期間及び出身高校名を含む全体として、条例第7条第2号本文、旧条例第8条第2号本文又は旧旧条例第8条第2号本文に該当すると認められる。

## 4 条例第7条第2号ただし書該当性について

( 1 ) だけし書アについて

本件行政文書 は、職員の人事異動その他の人事管理のために必要な情報が記録されているものであると認められることから、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは考えられない。

なお、人事異動の発表の際に、本庁次長級以上の職員については、その職にふさわしい人事配置であることを説明するため、氏名その他、生年月日、最終学歴、主要な勤務歴を公表しており、出身高校名が慣行として公にされる情報にあたる場合がありうるが、本件行政文書 は、本庁課長に係るものであり、その出身高校名が人事異動の発表の際に公表されることはなく、慣行として公にされる情報には当たらない。

従って、だけし書アに該当しないと認められる。

( 2 ) だけし書イについて

異議申立人は、「 である私にとって、開示を求めている情報は、 となりうる情報であり、『人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報』に該当する」と主張しているが、異議申立人が開示を求めている情報が、 に直接つながるとは認めがたく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報とは認められず、だけし書イには該当しない。

( 3 ) だけし書ウについて

本件行政文書 に記載された個人情報とは、地方公務員に係るものであるが、組織上の地位に基づいて所掌する事務事業について、当該事務事業を実施したことにより記録された情報ではなく、職務の遂行に係る情報に当たらず、だけし書ウには該当しない。

5 旧条例第8条第2号だけし書及び旧旧条例第8条第2号だけし書該当性について

( 1 ) だけし書イ及びロについて

本件行政文書 及び本件行政文書 は、職員の人事異動その他の人事管理のために必要な情報が記録されているものであると認められること



から、実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報とは考えられない。また、法令等の規定により、何人でも閲覧することができる」とされている情報に該当するとは考えられない。従って、ただし書イ及びロには該当しない。

(2) ただし書八(旧条例)について

旧条例ただし書八は、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職、氏名については、開示することができることを定めている。本件行政文書に記載された個人情報、地方公務員に係るものであるが、組織上の地位に基づいて所掌する事務事業について、当該事務事業を実施したことにより記録された情報ではなく、職務の遂行に係る情報に当たらず、旧条例におけるただし書八には該当しない。

(3) ただし書二(旧旧条例ではただし書八)について

本件行政文書及び は、職員の人事異動その他の人事管理のために必要な情報が記録されているものであると認められることから、個人に係る許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、取得した情報ではないため、旧条例ただし書二及び旧旧条例ただし書八には該当しない。

6 条例第8条第1項、旧条例第9条及び旧旧条例第9条の該当性について

本件行政文書は、3に記載したとおり全体が個人情報であり、4及び5に記載したとおり、不開示・非開示の取扱いから除く個人情報を規定したただし書のいずれにも該当しない。従って、開示情報は含まれておらず、条例第8条第1項、旧条例第9条及び旧旧条例第9条の規定は適用されないため、全体が開示されない。

7 条例第8条第2項該当性について

本件行政文書には、氏名、現所属職名が施設課長である場合の現所属職名及び発令年月日並びに出身高校名が記載されているが、いずれも特定の個人を識別することができることとなる記述であると認められることから、条例第8条第2項の検討の余地はない。

なお、旧条例及び旧旧条例には、同項に相当する規定はない。

## 8 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 熊本県情報公開審査会

会 長	益田敬二郎
会長職務代理者	渡邊 榮文
委 員	大脇 成昭
委 員	田中扶慈子
委 員	前田 和美

### 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年6月9日	・ 諮問(第138号)
平成18年7月14日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成18年8月3日	・ 異議申立人から、理由説明書に対する意見書を受理
平成20年3月13日	・ 審議
平成20年5月2日	・ 審議
平成20年5月27日	・ 審議
平成20年6月25日	・ 審議